



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	行財政局総務課	1
告示	地縁による団体の認可について(北落合6丁目自治会)	地域協働局地域活性課	2
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(塩屋町南谷北側自治会)	地域協働局地域活性課	3
告示	放置物件等の撤去保管告示	港湾局神戸港管理事務所	5
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(桜の杜・桜の杜Ⅱ~Ⅳ建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	6
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(アカデミアタウンD.C.建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	7
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(桜の杜・桜の杜Ⅱ~Ⅳ建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	8
公告	神戸市加古川上流流域関連公共下水道事業計画の変更	建設局下水道部計画課	9
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(イズミヤショッピングセンター西神戸)	経済観光局経済政策課	10
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(エピタ神戸三宮)	経済観光局経済政策課	15
公告	大規模小売店舗立地法第6条第5項による届出(エピタ神戸三宮)	経済観光局経済政策課	17
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ジェームス山商業施設)	経済観光局経済政策課	18
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(神戸阪急)	経済観光局経済政策課	20
公告	開発行為に関する工事の完了(東灘区本山南町6丁目)	都市局都市計画課	22
区役所	行旅死亡人	北区保健福祉部生活支援課	23

神戸市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月12日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第31号

神戸市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市行政手続条例施行規則（平成14年4月規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（意見公募手続を実施することを要しない規則等） 第4条 条例第37条第5項第4号の規則で定める規則等は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の国民健康保険事業の運営に関する重要事項に係る規則等とする。	（意見公募手続を実施することを要しない規則等） 第4条 条例第37条第6項第4号の規則で定める規則等は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項の国民健康保険事業の運営に関する重要事項に係る規則等とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第537号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月12日

神戸市長 久元喜造

1 名称

北落合6丁目自治会

2 規約に定める目的

この会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。
- (4) 福利、厚生等に関すること。
- (5) 生活改善、文化、体育等に関すること。
- (6) 防火、防犯等に関すること。
- (7) 市政への協力及び他団体との連絡調整に関すること。
- (8) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

この会の区域は、神戸市須磨区北落合6丁目1番15号、16号、4番1号から4番18号、5番1号から5番22号、6番1号から6番17号、7番1号から7番12号、8番1号から8番12号、9番1号から9番11号、10番1号から10番3号、11番1号までとする。

4 主たる事務所

神戸市須磨区北落合6丁目6番6号

5 代表者の氏名

大山 稔子

6 代表者の住所

神戸市須磨区北落合6丁目6番6号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

総会において全会員の3分の2以上の同意により解散する。

11 認可年月日

令和7年2月3日

令和7年2月12日 神戸市公報第3897号

神戸市告示第538号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、塩屋町南谷北側自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月12日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	塩屋町南谷北側自治会
主たる事務所	神戸市垂水区塩屋町字南谷855番地の3
代表者の氏名	美濃岡 淳子
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋町字南谷855番地の3

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 塩屋町南谷北側自治会 平成31年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区塩屋町字南谷871-F棟	神戸市垂水区塩屋町字南谷870番地の4
代表者の氏名	麻植 雅行	福田 義人
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋町字南谷871-F棟	神戸市垂水区塩屋町字南谷870番地の4

令和2年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区塩屋町字南谷870番地の4	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の41
代表者の氏名	福田 義人	沼田 ころろ
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋町字南谷870番地の4	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の41

令和3年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の41	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の63
代表者の氏名	沼田 ころろ	松野 茂乃
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の41	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の63

令和7年2月12日 神戸市公報第3897号

令和4年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の63	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の39
代表者の氏名	松野 茂乃	酒本 和範
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の63	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の39

令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の39	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の52
代表者の氏名	酒本 和範	原岡 富美子
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の39	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の52

令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の52	神戸市垂水区塩屋町字南谷855番地の3
代表者の氏名	原岡 富美子	美濃岡 淳子
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の52	神戸市垂水区塩屋町字南谷855番地の3

神戸市告示第539号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第2項に定める港湾隣接区域において、指定する物件を放置（以下、「放置物件等」という。）する禁止行為があったため、同法第56条の4第2項の規定による告示を行ったが、放置物件等の所有者または占有者、その他権原を有する者（以下、「所有者等」という。）を確知することができなかった。

については、同法第56条の4第2項の規定に基づき、放置物件等の撤去及び保管を行ったため同法第56条の4第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年2月12日

神戸市長 久元喜造

- 1 保管した放置物件等
場所 メリケンパーク

管理番号	放置物件等一覧				
	名称又は種類	形状	数量	放置場所	撤去した日時
					保管を始めた日時
14	二輪軽自動車	スクーター型 (ヤマハ・マジ ェスティ 250)	1	メリケンパーク 無料駐輪場	令和7年1月30日 10時15分 同日10時30分

*管理番号は、港湾局神戸港管理事務所が整理の必要上、付した番号です。

- 2 保管場所

かもめりあ・バス駐車場横保管庫

- 3 保管した放置物件等の返還手続き

放置物件等の鍵など、その他所有者等であることを証する物を提示しなければならない。

また、保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を神戸市港湾局神戸港管理事務所に提出すること。

- 4 その他

この告示の日から起算して6箇月を経過してもなお放置物件等（この告示の日から3箇月を経過してもなお返還できない場合において、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するため放置物件等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該物件の所有権は本市に帰属する。

- 5 問い合わせ等

(1) 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

(2) 連絡先

中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル6階

神戸市港湾局神戸港管理事務所

電話 304-2501

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和7年1月30日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
桜の杜・桜の杜Ⅱ～Ⅳ建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市須磨区桜の杜1丁目741番14 他
- 3 縦覧期間
令和7年1月30日から同年2月28日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和7年1月31日

神戸市長 久元 喜造

- 1 建築協定の名称
アカデミアタウンD. C. 建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区学園東町3丁目659番57 他

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和7年2月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
桜の杜・桜の杜Ⅱ～Ⅳ建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市須磨区桜の杜1丁目741番14 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和7年3月3日（月）
11時00分から11時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、次の事業計画を変更するにあたって、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、当該事業計画の変更の案を次のとおり公告・縦覧します。

令和7年2月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 事業計画の名称
神戸市加古川上流流域関連公共下水道事業計画
- 2 事業計画の変更内容
予定処理区域調書の変更
- 3 工事の着手及び完成予定年月日
 - (1) 着手年月日
昭和58年3月30日
 - (2) 完成予定年月日
令和10年3月31日
- 4 事業計画の縦覧場所
神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸
神戸市建設局下水道部計画課
- 5 縦覧期間
令和7年2月14日から令和7年2月28日まで
(ただし、休日及び土曜日、日曜日を除く8時45分から17時30分の間)

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年2月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年2月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤショッピングセンター西神戸
神戸市西区竜が岡1丁目21番地1 他

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

カナート西神戸店
神戸市西区竜が岡1丁目21番地1

(変更後)

イズミヤショッピングセンター西神戸
神戸市西区竜が岡1丁目21番地1 他

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
イズミヤ株式会社	大阪市西成区花園南一丁目4番4号	代表取締役 林 紀男
株式会社タニムラ	神戸市東灘区深江北町1-9-10	代表取締役 谷村 俊弥
株式会社アカツカ	大阪市中央区玉造1-7-19	代表取締役 福田 和生
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-1	代表取締役 木山 茂年
株式会社ジュエルベリテオ オクボ	東京都品川区小山3-25-1	代表取締役 大久保 仁

ダイリキ株式会社	大阪市西区新町 1-27-9	代表取締役 高橋 健次
株式会社小川珈琲クリエイツ	京都府右京区西京極北庄境町 19	代表取締役 小川 秀明
株式会社中市大福堂	兵庫県明石市硯町 3-4-23	代表取締役 中市 正也
鮎樹食品株式会社	大阪市住吉区山之内 4-2-10	代表取締役 柳田 昇一
株式会社売経	滋賀県大津市浜大津 1-1-13	代表取締役 松室 一成
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎 1-6-1	代表取締役 辻 信太郎
株式会社愛織	奈良県奈良市二条町 1丁目 1-7	代表取締役 柴田 知幸
株式会社新星堂	東京都杉並区上荻 1-23-17	代表取締役 宮崎 正紀
株式会社オハラ	神戸市長田区長田町 1-3-1-221	代表取締役 小原 宏
合資会社トミヤ	兵庫県明石市大久保町大窪 547	代表取締役 飯貝 昭弘
有限会社大久保薬局	兵庫県明石市大久保町大窪字角田 299-1	代表取締役 寺本 英世
有限会社キクチメガネ	名古屋市東区泉 2-5-5	代表取締役 森 一成
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町 2-4-2	代表取締役 加納 誠治
株式会社トリドール	兵庫県加古川市平岡町新在家 2丁目 264-18 みなと銀行ビル 4階	代表取締役 栗田 貴也
株式会社オレンジフードコート	千葉県市川市南八幡 4丁目 17-8	代表取締役 山口 稔
株式会社テンファッションズ	大阪市西成区梅南 1丁目 7-3 1	代表取締役 古川 昭治
有限会社タシックス	神戸市灘区鴨子ヶ原 2-6-1 2	代表取締役 沖 貴博
株式会社キッドラボ	吹田市江坂町 5丁目 1 5-1	代表取締役 狩谷 輝明
株式会社リオチェーン	愛知県名古屋市平和 1-1-2 0 リオ第3ビル	代表取締役 横山 卓幸

有限会社ダイキュー	明石市大久保町大窪 2 9 9 - 8	代表取締役 橋川 則夫
株式会社トップチェーン	姫路市駅前町 2 1 0 姫路駅ビル 2 階	代表取締役 吉田 正
有限会社衣料ナカイチ	明石市大久保町高丘 7 - 1 - 2	代表取締役 中市 良拡
株式会社エスエー企画	神戸市西区狩場台 7 - 2 7 - 3 0 4	代表取締役 青木 茂弥
株式会社エスペニア	東京都町田市森野 6 - 3 7 5 - 1	代表取締役 宇野 清
株式会社さが美	横浜市港南区下永谷 6 - 2 - 1 1	代表取締役 石田 俊彦
株式会社フォルムアイ	大阪市北区天神橋 1 - 1 1 - 1	代表取締役 井上 清嗣
株式会社アクトスポーツ	大阪市西成区梅南 1 丁目 7 - 3 1	代表取締役 田村 正樹
株式会社エコロ	大阪市住吉区我孫子東 2 丁目 5 - 2 4	代表取締役 久保田 恵一
株式会社昴	大阪市大正区千鳥 2 - 4 - 4 - 4	代表取締役 上田 均
株式会社ペリカン	大阪市西成区梅南 1 丁目 7 - 3 1	代表取締役 室田 裕邦
有限会社スイートガーデン	京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町 5 6 6 - 1	代表取締役 友田 雅己
有限会社セレクション	大阪市中央区南本町 3 - 4 - 6	代表取締役 大野 修
有限会社アイ・ビジネスコーポレーション	大阪市住吉区大領 2 - 8 - 1 8	代表取締役 石川 一朗
有限会社アールビー	三木市志染町中自由が丘 2 丁目 1 3 9 - 1 7	代表取締役 高橋 貞行
スナップス販売株式会社	千葉市美浜町中瀬 2 - 6	代表取締役 本田 進
株式会社リエゾン	神戸市中央区浜辺通 4 - 1 - 2 3	代表取締役 辻井 正治
有限会社好包	神戸市西区竜が丘 1 - 2 1 - 1	代表取締役 田中 潔
他 4 名		

(変更後)

氏名または名称	住所	法人にあつては代表者の氏名
イズミヤ・阪急オアシス株式会社	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 林 克弘
株式会社エイチ・ツー・オー商業開発	大阪市西成区花園南1丁目4番4号	代表取締役 今井 康博
株式会社CFIZ	大阪府中央区南船場2丁目7番30号 船場STビル	代表取締役 中山 和亮
株式会社赤ちゃん本舗	大阪府中央区南本町3丁目3-21	代表取締役 味志 謙司
株式会社さが美	横浜市戸塚区川上町87番地4 N&Fビル1-4階	代表取締役 形部 幸裕
株式会社イトミヤ	大阪府阿倍野区阪南町1丁目3番10号	代表取締役 竹中 隆
株式会社エスペニア	東京都町田市森野6丁目375-1	代表取締役 宇野 佳嗣
株式会社エスエーアルファ	神戸市灘区五毛通1丁目5-5-104	代表取締役 建元 博之
有限会社セレクション	大阪府中央区南本町3丁目4番6号	代表取締役 大野 修
株式会社ミヤコ	兵庫県加古川市加古川町篠原町13-4	代表取締役 貴傳名 充
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	代表取締役 恒吉 裕司
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町2丁目6-10	代表取締役 石田 卓巳
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
ニッケン文具株式会社	大阪府東大阪市長田中4丁目5-44	代表取締役 徳弘 茂
寺内株式会社	大阪府中央区南久宝寺町1丁目9番13号	代表取締役 末永 義博
株式会社犬の家	愛知県春日井市瑞穂通3丁目90	代表取締役 福手 由美
株式会社ブックファースト	大阪府北区芝田2丁目1-18 西阪急ビル8階	代表取締役 佐藤 大輔
株式会社タカヨシ	千葉県美浜区中瀬1丁目3番地 幕堀テクノガーデンB棟14階	代表取締役 黒田 智也

株式会社不二家神戸	神戸市西区高塚台5丁目4番地1	代表取締役 八木 隆之
ダイリキ株式会社	大阪市西区新町1-27-9	代表取締役 高橋 淳
株式会社Plus F	兵庫県加古郡稲美町六分一 1182-83	代表取締役 石黒 央根

3 変更の年月日

2 (1)については、令和5年6月6日

2 (2)については、令和6年3月31日

4 変更する理由

2 (1)については、店舗名称変更のため。

2 (2)については、退店等のため。

5 届出年月日

令和6年7月11日

6 縦覧期間

令和7年2月12日から令和7年6月12日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年2月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年2月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エピタ神戸三宮

神戸市中央区下山手通2丁目10番1号

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

エムワンスクウェア

神戸市中央区下山手通2丁目10番1号

(変更後)

エピタ神戸三宮

神戸市中央区下山手通2丁目10番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
信和不動産株式会社	大阪府豊中市大島町2丁目1番29号	代表取締役社長 丸尾 順治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
信和不動産株式会社	大阪府豊中市大島町2丁目1番29号	代表取締役社長 前田 裕幸

3 変更の年月日

2(1)については、令和3年10月5日

2(2)については、令和4年1月4日

4 変更する理由

2(1)については、物件リニューアルのため。

2(2)については、組織再編のため。

5 届出年月日

令和6年9月3日

6 縦覧期間

令和7年2月12日から令和7年6月12日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和7年2月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エピタ神戸三宮

神戸市中央区下山手通2丁目10番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
信和不動産株式会社	大阪府豊中市大島町2丁目1番29号	代表取締役社長 前田 裕幸

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

5,777平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和7年9月末予定

6 変更する理由

建物老朽化に伴い小売店としての利用が困難なため。

7 届出年月日

令和6年9月3日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年2月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年2月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェームス山商業施設

神戸市垂水区青山台7丁目6番1号 他

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野 225 番地 1	代表取締役 藤田 佳男
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町 1 丁目 8 番地 4	代表取締役 杉浦 克典
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	代表取締役 矢野 靖二
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町 5 番 1 号	代表取締役 伊藤 龍夫
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町 4 丁 401 番地 1	代表取締役 疋田 直太郎
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	代表取締役 大村 浩一
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	代表取締役 河合 映治

(変更後)

氏名または名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野 225 番地 1	代表取締役 藤田 佳男
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町 1 丁目 8 番 地 4	代表取締役 杉浦 克典
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	代表取締役 矢野 靖二
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町 5 番 1 号	代表取締役 伊藤 龍夫
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町 4 丁 401 番地 1	代表取締役 疋田 直太郎
株式会社G7リテールジ ャパン	神戸市須磨区弥栄台 2 丁目 1 - 3	代表取締役 柏木 美好
株式会社ゲオホールディ ングス	名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	代表取締役 遠藤 結蔵
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	代表取締役 大村 浩一
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	代表取締役 河合 映治

3 変更の年月日及び変更する理由

株式会社G7リテールジャパンは令和6年6月28日、株式会社ゲオホールディングスは令和4年6月4日、入店のため。

4 届出年月日

令和6年9月6日

5 縦覧期間

令和7年2月12日から令和7年6月12日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

令和7年2月12日 神戸市公報第3897号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年2月12日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年2月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸阪急

神戸市中央区小野柄通8丁目1番8号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江1丁目1番24号	代表取締役 秦 雅夫
室町建物株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目1番4号	代表取締役 永田 晴之
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 山口 俊比古
株式会社ケイ・エスビル	神戸市中央区御幸通8丁目1番26号	代表取締役 佐藤 廣士
株式会社SKフェニックス	大阪市北区堂山町1番5号	代表取締役 真田 一幸
株式会社ミリオン観光	神戸市中央区三宮町1丁目9番1の1404号	代表取締役 平山 龍一
他1名		

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江1丁目1番24号	代表取締役 久須 勇介
室町建物株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目1番4号	代表取締役 永田 晴之
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 山口 俊比古
株式会社ケイ・エスビル	神戸市中央区御幸通8丁目1番26号	代表取締役 遠藤 卓男

株式会社SKフェニックス	大阪市北区堂山町1番5号	代表取締役 真田 孝範
株式会社ミリオン観光	神戸市中央区三宮町1丁目9番1の 1404号	代表取締役 平山 龍一
他1名		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 山口 俊比古
公益社団法人兵庫物産協会	神戸市中央区下山手通5丁目3番30号	会長 小田 俱義
株式会社三城	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	代表取締役 澤田 将広

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 山口 俊比古
公益社団法人兵庫物産協会	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	会長 小田 俱義

3 変更の年月日

2 (1) 阪神電気鉄道株式会社については、令和5年4月1日、株式会社SKフェニックスについては、令和6年4月1日、株式会社ケイ・エスビルについては、令和5年6月26日。

2 (2) については、令和5年7月1日。

4 変更する理由

2 (1) については、代表者変更のため。

2 (2) については、メガネの三城が株式会社阪急阪神百貨店のテナントになったため。

5 届出年月日

令和6年9月12日

6 縦覧期間

令和7年2月12日から令和7年6月12日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年2月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市東灘区本山南町6丁目77番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府中央区城見1丁目2番27号 クリスタルタワー27階
株式会社プレサンスコーポレーション
代表取締役社長 原田 昌紀
- 3 許可番号
令和6年9月4日 第8199号
(変更許可 令和6年11月28日 第2177号)
(変更許可 令和6年12月20日 第2183号)
(変更許可 令和7年1月22日 第2190号)

神戸市北区公告

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

令和7年2月12日

神戸市北区長 三 木 由 美 子

- | | | |
|---|----------|--------------------------------|
| 1 | 本籍・住所・氏名 | 不詳 |
| 2 | 性別 | 男性 |
| 3 | 年齢 | 50歳～60歳代（推定） |
| 4 | 特徴 | 安藤方式での推定身長 160～170cm |
| 5 | 死亡年月日 | 令和5年前半頃（推定） |
| 6 | 発見年月日 | 令和6年8月12日午後5時35分 |
| 7 | 発見場所 | 神戸市北区山田町下谷上高雄山山頂から南西約137.5メートル |
| 8 | 死因 | 不詳 |
| 9 | 遺留金品 | 現金、眼鏡、ナイフ |